

MR・業者の院内 立入制限について

院内感染防止対策の一環として、令和2年2月28日より当面の間、アポイントの無いMR等外部業者（納品・修理等は除く）の出入りは原則禁止とします。

なお、訪問の際は、マスクの着用・手指消毒の実施等、感染対策を徹底して下さい。

